

政令第 号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四第十四号中「七十二万七千三百円」を「八十一万五千六百円」に改め、同表備考中「第十三号」の下に「第十四号」を加える。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理由

振動レベル計に係る検定及び型式承認に係る手数料について、その検定及び型式承認に要する実費を勘案し、手数料の額を改定する等の必要があるからである。